平成２５年（フ）第３７号
熊本県八代郡氷川町若洲20番地
債務者　宮崎　宏二
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第６９号
鹿児島県鹿児島市伊敷台１丁目24番５号
債務者　上村　丈祥
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目46番４号　201号
債務者　中野　恵三
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４号
鹿児島県大島郡与論町大字茶花16番地１　ハイツ児玉202
債務者　土屋　輝幸
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第６号
滋賀県長浜市神前町11番22号　フジワークサポート神前寮305号室
債務者　三浦　真由美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
京都府長岡京市馬場２丁目３―37　三宅マンション301号室、住民票上の住所京都市西京区大原野南春日町757番地
債務者　小林建装こと　小林　　亨
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
京都市山科区東野八反畑町58番地11　リュウライフ105号
債務者　玉城　敏夫
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
兵庫県尼崎市道意町６丁目29番地富山荘102
債務者　正木　健児
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２５号
兵庫県西宮市若草町１丁目10番23―203号、前住所大阪府羽曳野市高鷲２丁目15番11号
債務者　西岡　由子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９８号
鳥取県西伯郡大山町古御堂149番地、旧住所鳥取県米子市上後藤１丁目８番６号　107号
債務者　阪本　晴史
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３７号
松江市西津田９丁目８番17号
債務者　藤原　和雄
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１号
愛媛県松山市堀江町甲1409番地１　松山グランドハイツ116号、住民票上の住所愛媛県松山市堀江町1409番地１　松山グランドハイツ116号
債務者　林　　祐輔
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２号
愛媛県松山市三番町８丁目327番地12　サンエイトハイツ205号
債務者　村上　茉夕
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７号
愛媛県松山市古三津３丁目26番４号　古三津団地４棟９号
債務者　尼崎　　妙
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８０号
愛媛県松山市衣山５丁目1536番地14
債務者　今治愛沙美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
愛媛県松山市余戸中３丁目10番35号　レジデンス余戸602号
債務者　武智　光江
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
愛媛県伊予市宮下531番地23
債務者　亀田　明倫
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松山地方裁判所民事部